働くもののいのちと健康を守る全国センター
全国センター通信
働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：九後　健治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel （03）5842 - 5601
年額1,500円
（送料込、会員は会費に含む）

医師の残業時間上限（年1860時間）はあまりにも非常識
ILO（国際労働機関）に提訴を検討

全国医師ユニオンは９月24日、厚生労働省が設置した「令和８年度医師の働き方改革の推進等に関する検討会」に向けて意見書を提出しました。

検討会では、厚労省から、医師の時間外・休日労働について、年960時間相当を超える勤務医の割合が、制度施行前の39.2%（2016年）から15.0%（2025年）へと大きく低下し、全体として縮減傾向にあるとの調査結果が示されました。これに対し、同ユニオンの植山直人代表は、実態が適切に反映されていない可能性を指摘し、そもそも年1860時間という上限時間が常識的にあり得ないと批判。ILOへの提訴も視野に入れるとしています。

医師の働き方をめぐって、前記意見書が指摘する重大な問題点を確認しましょう。

「三者構成原則」に反した議論

第１に、議論のプロセスにおける「当事者（勤務医）不在」です。厚労省の検討会には、勤務医の立場を代表する労働組合等が参画していません。労働政策の決定にあたっては、公労使の３者が対等に議論すべきとするILO憲章や労働行政条約（第150号）に明確に違反し、経営側や行政の論理だけでルールが決定されてしまうリスクがあります。

医師の時間外・休日労働の上限規制

2024年４月以降の制度概要

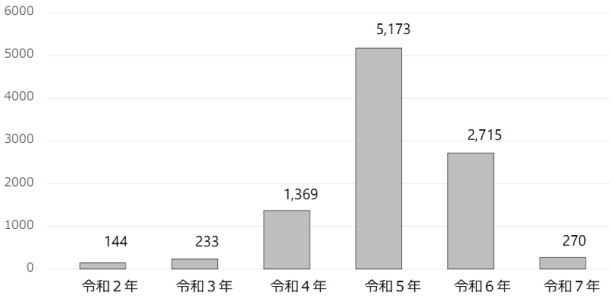
水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
一般則		—	（原則）360時間 （例外）720時間
勤務医の上限規制	A水準	（臨時的に長時間労働が必要な場合の原則的な水準）	960時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、派遣先の労働時間を通算すると長時間労働となるため	1,860時間 （各院では960時間）
	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	C-1水準	臨床研修・専攻医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	高度な技能の修得のため	

出典：「令和８年度医師の働き方改革の推進等に関する検討会」提出資料（2026. 7. 13／厚労省）

医療安全の視点の欠如

第２に、患者の安全と「医療を受ける権利」の軽視です。医師ユニオン等の調査では８割以上の医師が長時間労働を医療ミスの原因と回答しており、医師の疲弊は患者の命に直結します。しかし、日本のＢ・Ｃ水準における年1860時間という上限時間は、一般的な過労死ラインの約２倍に達しています。医療安全の観点から、あまりにも危険な水準です。一刻も早く原則的な上限時間を適用すべきです。

医師の宿日直許可の許可件数（年別）（全国）



出典：前出と同じ

「名ばかり宿日直」が横行

第３に、不適切な宿日直許可が実態を覆い隠している点です。本来、宿日直は「常態としてほとんど労働をする必要がない夜間や休日の待機・軽作業」について、労働基準監督署長の許可が出され、許可された時間は「労働時間」から除外されます。近年では、書面審査の目をかいくぐり、救急対応に追われる病院でも許可が急増しています。労働基準監督署は審査を厳格化し、１年ごとに許可を更新（現行は永年許可）すべきです。　（編集部）

〈今月号の記事〉

労働弁護団集会に連合･全労連･全労協が結集…２面
いの健地方センター交流集会／厚労省要請……３面
各地・各団体　九州／化学物質研究会／建交労／
和歌山／全労連／自由法曹団……４～６面
読者サロン（第６回）／私の一冊……７面
過労死等防止シンポジウム一覧……８面

10年ぶりの請願デモ！　労働界が結集し裁量労働制拡大阻止へ
日本労働弁護団「Work Life Balance for ALL‼」集会・デモ

2026年10月９日夜、東京・星陵会館にて、日本労働弁護団主催の「Work Life Balance for ALL!! ～裁量労働制拡大に反対し、あるべき労働時間規制を求める請願集会～」および国会請願デモが開催されました。労働弁護団が連合・全労連・全労協の３つの労働組合ナショナルセンターとともに請願デモを行うのは2016年以来、実に10年ぶりです。政権が進めようとする労働時間規制の緩和や裁量労働制の対象拡大に対し、立場を超えた労働界の主要団体が結集し、阻止に向けた大きなうねりをつくる決起の場となりました（会場参加者270名）。

集会では、日本労働弁護団幹事長の佐々木亮弁護士（**下写真**）が、高市首相による労働時間規制緩和の指示から裁量労働制拡大へとターゲットがすり替えられた経緯を指摘。裁量労働制は、会社が業務量や納期を握り、業務遂行方法のみに裁量を与える構造であるため、実労働時間に関わらず固定時間とみなされ、「定額働かせ放題」による長時間労働を誘発する危険な制度であると強調しました。実態調査でも適用者の方が労働時間が長く、出退勤を上司が指定するなど不当な運用が横行しているほか、2025年度には同制度の対象者で35件の過労死等の労災決定（うち11件支給決定、５件が死亡・自死）が発生しています。さらに、政府が主張する「もっと働きたいニーズ」についても、政府自身の調査によって、労働時間を増やしたい人は10.5%（うち約６割は短時間労働者）にとどまり、約９割は増加を望んでいないという「立法事実の不在」を明確にしました。





また、集会では、連合の古賀友晴労働法制局長が７～８月に実施した「連合　労働時間制度緊急アンケート」の結果に触れながら、「長く働くために規制緩和を求める労働者のニーズはない」と指摘。続いて全労連の土井直樹厚生労働局長も３～４月に実施した「全労連　裁量労働制実地調査」の結果を紹介しながら、「裁量労働制は長時間労働を誘発し、残業代も出ないなど労働者にとって良い点は一切ない。拡大を止めるため、みんなで声を上げよう」と呼びかけました。

過労死遺族（大阪過労死を考える家族の会・小池江利氏）の「働くことは命を削ることではない」という切実な訴えも共有され、集会アピールが採択された後、参加者は国会前に向け力強くデモ行進（**上写真**）を行いました。2027年通常国会での法案提出が懸念される中、この秋から春にかけてがたたかいの焦点となります。（**全国センター　徳山　通**）

「働かせ放題」ではなく、１日７時間を目指す署名スタート！

労働法制中央連絡会と全労連・国民春闘共闘委員会は９月18日、「労基法の規制を強化し、長時間労働根絶・時短を求める請願署名」のスタート集会を開催しました。集会では、労働組合を強くし、政府・財界の「働かせ放題」を阻止し、裁量労働制の廃止や法定労働時間「１日７時間」の実現を目指す方針が確認されました。



新しくはじまった署名

また、中村和雄弁護士が、自由法曹団が作成した「黒書」（**６面参照**）について解説。具体的には、裁量労働制のもとにおける長時間の時間外労働の常態化している現状や、形骸化した同意の実態が明らかにされました。続いて、国公労連や日本医労連からも公務やケア労働の深刻な長時間労働の実態について報告があり、賃上げとともに新たな署名活動に全力で取り組む決意が示されました。

（**編集部**）

地方センターの活動強化と後継者育成へ――いの健地方センター交流集会を開催

2026年10月３日から４日にかけて、いの健全国センターは都内会場とWEBを併用し、「地方センター交流集会」を開催しました。全国から53人が参加し、地域の取り組みや課題を共有しました。

本集会は、各地の地方センターが直面する役員の高齢化、後継者不足、財政難といった深刻な問題意識を出発点としています。一人ひとりの個人の奮闘に頼る運営から「集団で支える体制」へと転換し、若い世代を巻き込んだ対話と学び合いを通じて、働くもののいのちと健康を守る運動を次世代へ引き継ぐことを目指して開催されました。

初日は２つの学習講演が行われました。田村昭彦全国センター副理事長（**写真**）は「地方センターの役割と歴史」と題して講演し、結成時からの「上下関係のない放射状の組織構造」や「みんなが先生でみんなが生徒」という対話の精神を強調しました。



続いて布施恵輔全労連事務局次長が、デジタルプラットフォーム労働者の権利を守る「ILO 第193号条約」について解説し、国際労働基準を地域の運動へ活かす重要性を提起しました。

指定報告では、宮城、京都、山口、九州セミナーの４組織から実践が報告されました。激増するハラスメントや精神疾患相談への対応、地域での安全衛生アンケート、若手が中心となる実行委員会運営など、多彩な工夫が共有されました。

２日目の分散交流会では４つのグループに分かれ、「後継者育成」や「構成団体との連携」を議論しました。「座学だけでなく実際の現場や当事者の声に触れる体験こそが若手を育てる」「個人の問題として終わらせず、職場全体の問題として取り組むことが大切」といった認識が共有され、先輩世代が若手を伴走して育てる「屋根瓦方式」の継承手法や、組合活動の中心に安全衛生を据え直す方針が議論されました。

「現場を見る」「当事者の声を聞く」「みんなで支える」という原点を再確認した交流集会となりました。　（編集部）

労災認定実務の改善を求めて厚生労働省に要請

いの健全国センターは10月２日、「政策・制度要求2025」に基づく厚生労働省要請をおこない、いの健全国センターからは田村副理事長をはじめとする８名、厚労省側からは９名が出席しました。今回の要請では、職業病の予防と補償および労災認定基準の改善に関してやりとりしました。

■精神障害認定と「労働時間」の解釈

要請では、精神障害の労災認定における「発病前おおむね６ヶ月」という基準に関して、６か月以前から続くハラスメント等を「一連の出来事」として評価することや、発達障害等の特性を踏まえた比較検討を行う本省指示を確認しました。また、労災法と労基法における「労働時間」について、刑事罰の適用前提の労基法と被災者保護を目的とした労災法の解釈は異なることを正面から認めるべきと追及しました。厚労省は「指揮命令下」を基本としつつも、持ち帰り作業や実質的に業務を余儀なくされた実態も考慮する姿勢を示しました。

■アスベスト対策と縦割り行政

アスベストは国際がん研究機関（IARC）において「ヒトに対して発がん性がある」として最も高い証拠の強さである「グループ１」に分類されているにもかかわらず、日本においては咽頭がんや卵巣がんなどが労災保険および石綿救済制度における指定



厚労省（手前）に要請する全国センター役員

疾患（肺がん、中皮腫、石綿肺など）には入っておらず、原則として労災認定の対象外となっている問題を指摘しました。厚労省は、リスク自体は認識した上で、労災認定基準に入れるためには、曝露状況や職業、期間などについてさらに検討が必要と回答しました。さらに建物の解体表示等でアスベストの危険の周知が不明瞭なことなど、環境省との縦割りを越えた連携を強く求めました。

■時効延長の具体的な取扱い

法改正に伴う労災請求権の消滅時効延長（２年から５年）に関し、労働者の権利保障に資する扱いを求めましたが、厚労省は、施行前に生じた疾病（請求権）の時効は２年のままであり、旧法で時効完成した事案は施行後に再請求できないと回答しました。　（編集部）

各地・各団体のとりくみ

九州セミナー

「高齢労働」について学び･調査し･行動する

―佐賀現地実行委員会

11月の第36回九州セミナーに向け、佐賀現地実行委員会では学習・調査活動を進めています。１月24日に現地実行委員会を結成して以降、第１回学習会を４月11日に「高年齢労働者の安全と『自己責任』」（講師：古賀大輝弁護士）と題して開催。第２回は７月18日に５つの職域から「高齢労働の実態を聞く」シンポジウムを開催。また、第３回を９月26日に医療・介護・福祉の面から講演会「佐賀県における地域包括ケア-現状と課題」（講師：黒田研二西九州大学健康福祉学部教授）を開催し、今年のテーマ（「超高齢社会における働く人の健康」）を深めてきました。

調査活動では、「高齢労働者の就労・生活・健康」に関する実態調査に取り組むことを決定。８月29日には広く市民にも九州セミナーを知ってもらおうと「道の駅大和」でアンケート調査を行いました**（写真）**。



この調査で、高齢期の就労は健康維持や社会参加の意味を持つ一方、生活維持の必要性と結びついており、高齢者の就労を「働けること」のみで評価せず、賃金・年金、健康に適合した労働時間と仕事内容、健診へのアクセス、相談支援を一体として捉える必要があることが見えてきました。結果は九州セミナーで報告予定です。

また、民医連では、医学生が「高齢者が働くこと」を事例を通じて多面的（健康・年金・生きがいなど）に調査・考察する活動を行っており、その成果を分科会で報告予定です。

第36回九州セミナーは、11月７日・８日に佐賀市で開催されます。

（九州セミナー　日高琢二）

化学物質研究会

全国初の労災認定事案から学ぶ

―化学物質と健康研究会

９月13日、大阪国労会館において第１回「いの健・化学物質と健康研究会」を行いました。

この研究会では、現場の労働者と専門家が集い、主に事案に基づいて意見交換を行い、提言を作成したりしています。

今回は①建設労働者の MOCA 膀胱がん（東京土建板橋支部・後藤淳二氏）、②「製鉄コークス労働者の膀胱がん・日本初の労災認定」（いの健全国センター・田村昭彦副理事長）の２つの事案の報告がありました。

後藤氏の報告は、芳香族アミンの化学物質 MOCA による膀胱がんで東京土建の組合員が５年がかりで労災認定された事案です。建設労働者として全国初の労災認定を支えたのは、後藤氏らが取り組んだ土建国保の医療費データと国立がんセンターの「がん統計」を比較した分析でした。結果は膀胱がんの発症リスクが一般国民の平均値に比べてどの年齢層でも高いと言う実態でした。

田村副理事長からの報告のあった事案は２名の元製鉄労働者がコークス作業による労災を2022年に申請、2025年に業務上認定を勝ち取った事案です。

北九州労健連がチーム力で支援

北九州では新日鉄八幡製鉄所におけるコークス労働者の肺がんの認定闘争が1970年代から闘われていました。その力が今回の労災申請（認定）につながっています。北九州労働者の健康問題連絡会には弁護士、医師、社会保険労務士、看護師などで労災申請や裁判闘争を応援するチームがあり、支援を行ってきました。「高炉がある工場にはコークス炉が必ずある。他の企業を含めてコークス労働者の膀胱がんについて広報活動と実態調査と救済活動が必要」と田村氏。また、コークス労働者の重複がんについても今後検討していく必要があると指摘しました。

化学物質による職業がんについて諸外国と比べて日本はまったく遅れています。「『患者（労働者）に仕事を聞くこと、声をあげることのできる労働者を育てること』が私たちにできること」とは以前の研究会で学んだことです。さらに多くの被災者の救済と予防のための対策が求められています。

（全国センター　岡村やよい）

各地・各団体のとりくみ

建交労　「休憩」の名で隠される長時間労働
―トラック部会　トラックの日行動

建交労全国トラック部会は10月９日の「トラックの日」にあわせ、全国各地のトラックステーションや物流拠点などで、ドライバーとの対話を基本に2027年春闘要求アンケートの集約や健康チェックにとりくみました（**写真**）。



東京・埼玉では荷待ちについて「30分以上の待機がまだ多い」との実態が寄せられ、福岡では「残業代があまり出ない」「休みは増えたが給料が下がった」との声も聞かれました。

トラック労働者のいのちと健康を脅かしている最大の問題の一つが、依然として長時間・不規則な労働です。とりわけ深刻なのは、荷待ちや積み卸し待ちなど、実際には仕事から解放されていない時間が「休憩」とされ、労働時間から外される「隠れ残業」となっています。さらに長距離輸送では、サービスエリアやトラックステーションに車両を止め、運転席後部の狭いベッドで仮眠することが日常となっています。今回の行動でも、駐車車両の多くでカーテンを閉めて仮眠するドライバーの姿が確認されました。車両内で次の運行を待ちながら眠る時間を、家庭や宿泊施設での休息と同じように扱うことには大きな問題があります。



帳簿上の「労働時間」だけを短くしても、荷待ちや休息の実態が変わらなければ過労死はなくせません。待機を含めた労働時間を正確に把握し、十分な勤務間休息を保障するとともに、長時間労働を前提としなくても生活できる賃金を確立することが必要です。

今回寄せられたドライバーの声を春闘要求と制度改善につなげ、安心して働き続けられるトラック運輸産業をめざしていきます。

（全国トラック部会　鈴木正明）

和歌山　裁量労働制の拡大は、いのちと健康に直結　―和歌山県センターが学習会開催

働くもののいのちと健康を守る和歌山県センターは９月24日、学習会を開催（**右写真**）し、政府・財界がねらう労働法制の見直しについて学びました。

はじめに主催者を代表し、副会長の由良登信（たかのぶ）弁護士が挨拶し、労基法の適用除外や裁量労働制の拡大は、働く者のいのち・健康に直結する問題であると指摘しました。

講師の森﨑巌氏は、元労働基準監督官であり、現在いの健全国センター理事を務めています。政府の審議会の議論の様子なども紹介しながら、労働法制の見直しについてオンラインで話されました。

裁量労働制の拡大に向けた強引な議論

労働法研究者で構成された「労働基準関係法制研究会」とりまとめた報告書（2025年１月）は、「早期に取り組むべき事項」として労働時間規制について取り上げていますが、裁量労働制の拡大は含まれていませんでした。そのため、法案上程を視野に入れた労働政策審議会・労働条件分科会（公労使の３者で構成）の議論でも、裁量労働制の見直しを合意できない状態が続きました。



労基法「改革」について学習する参加者

ところが、高市内閣が今年７月に閣議決定した「骨太方針」「日本成長戦略」等には、１年単位の変形労働時間制の要件緩和、労働基準監督署の指導緩和と並んで裁量労働制の見直しが盛り込まれました。

労働政策審議会の議論経過を軽視し、「定額働かせ放題」と呼ばれている裁量労働制の拡大をトップダウンで押し通そうとしています。この間、裁量労働制の運用について連合と全労連がそれぞれ実態調査を行っていますが、過重労働が生じやすい実態が明らかになっています。

秋からの労働政策審議会の議論を注視

秋からの労働政策審議会では、来年の通常国会への法案上程を視野に入れた議論が開始されます。森﨑氏は「焦点は裁量労働制の拡大であり、その取り扱いを監視し、現場からの声を上げていくことが重要」と呼びかけました。　（和歌山県センター）

各地・各団体のとりくみ

全労連　包括的ハラスメント禁止法制の制定を
―全労連が集会と国会議員要請行動

本年１月～９月に全国の労働相談センターが対応した労働相談では、「パワハラ・嫌がらせ」の件数が717件で最多。２番目に多い「解雇・雇い止め」の件数の２倍に及んでいます。こうした中、全労連は、ILO190号条約（仕事の世界における暴力及びハラスメントに関する条約）の早期批准と包括的ハラスメント禁止法制の制定を求める集会（参加者は70名）を国会内で開催しました。



挨拶する九後全労連事務局長（中央）

開会にあたって挨拶した全労連の九後健治事務局長（**上写真**）は、ハラスメントの根絶は喫緊の課題であるが、現行法制は不十分であり、①ILO190号条約の批准、②罰則付きのハラスメント禁止規定の創設、③実効ある人権擁護機関の設置を求めていく必要があると強調しました。

続いて高木りつ副議長が、26春闘以降だけでも「国会請願署名」に加えて、①ステップミーティング、②職場でのハラスメントと性差別についてのアンケート（797人が回答）、③省庁要請（厚労、法務、外務）、④記者会見などの多彩な取り組みを積み重ねていることを報告し、「仲間を増やしながら運動を前進させよう」と呼びかけました。

また、兵庫労連、国公労連、京都医労連の代表も職場における取り組みと今後の課題等を報告し、全体で共有しました。

なお、全労連が集約した「職場でのハラスメントと性差別の実態アンケート(昨年12月～本年３月)」によると、安全衛生委員会（衛生委員会）でハラスメント対策を取り上げているかとの質問に対し、「いる」はわずか24.1%。「わからない」が52.4%にのぼっており、職場のいの健活動の面でも課題が浮き彫りになっています。


請願署名を受け取る辰巳孝太郎衆議院議員（左）

その後、参加者は国会請願署名（集約数：４万7045筆）の採択に向けて衆参の国会議員に対して要請行動を取り組みました（**左写真**）。

（編集部）

自由法曹団　『裁量労働制黒書』を発表
―裁判事例からみる裁量労働制の実態

2026年９月に自由法曹団が公表した「裁量労働制黒書」は、政府や財界で進む裁量労働制の対象拡大議論に対し、現場の実質的な課題を提起する重要な資料となっています。政府の「骨太の方針」などでは「濫用防止措置を前提とした見直し」が掲げられていますが、政府自身の調査でも規制緩和や長時間労働を望む労働者の声はごく少数にとどまっています。

本黒書の大きな意義は、司法の現場で実際に扱われた裁判例を通じ、制度運用の現実を明らかにしている点です。自由法曹団・労働問題委員会が、団内でアンケートを取り、団所属の弁護士が実際に取り扱った裁量労働制に関する事例を集め、事例ごとに、事案の概要、導入されていた裁量労働制の種類・内容、要件を満たしていたか、最終的な事案の結末などが報告されています。

裁量が乏しい中、月100時間を超える長時間労働

例えば、機械設計会社に新卒入社した技術者の事例では、「研究開発」の名目で制度が適用されたものの、実際には上司の指示のもとで図面作成に従事していました。日々の作業計画の提出を求められ、当日の業務完了を促す指示を受けるなど時間配分の裁量は乏しく、月100時間を超える長時間労働により精神疾患を発症しました。裁判所は裁量労働制の適用を否定し、会社の安全配慮義務違反を認めています。

このほかにも、Web 記事の編集者が営業業務なども兼務させられ、事実上の納期やノルマのもとで月100時間以上の残業を強いられた事例やなどが報告されています。これらはいずれも、形式的に裁量のある専門業務とされながら、実態は使用者の指揮命令下で「定額働かせ放題」のような状態に陥っていた典型例といえます。

現行制度のもとでも手続きが形骸化し、過重労働を防ぎきれていない中で裁量労働制の対象を拡大することは、現場の負担や健康被害をさらに拡大させかねません。

いま優先されるべきは安易な緩和ではなく、違法・不当な適用の是正と実効性のある規制強化です。

（編集部）

季刊「働くもののいのちと健康」／月イチ読者サロン（第６回）

職業病の予防と完全な補償、労災などの認定基準の改善

講師：芝井 公
しばい ひろし



第６回目となる読者サロンは９月30日（水）、「職業病の予防と完全な補償、労災などの認定基準の改善」をテーマに開催し、オンラインで25名が参加しました。

ミニ学習では、「職業病対策と労働者の立場にたった認定のあり方」と題し、京都労災職業病対策連絡会議の芝井公事務局長（**写真**）が講演しました。芝井氏は、アスベスト含有建材使用の建物解体工事が2028年頃にピークを迎え、石綿障害予防規則、指針、飛散漏えい防止マニュアルの徹底など、作業従事者とともに地域住民のばく露防止対策が重要になると解説。また、化学物質や腰痛などについて、いの健全国センターの政策や厚労省指針などに沿った職業病予防対策が現場で行われているかしっかりと見ていく必要があると述べました。そして、放射線技師の経験を基に、福島第一原発事故の復旧作業従事者について、「放射線障害には急性障害とがんや白血病といった晩発性障害があり、経過的に見ていく必要がある。大量の被ばく線量を浴びること自体に問題があり迅速に対応、補償するべきだ」と指摘しました。

加えて、現在の認定基準では救済されない職業病被災者が多くいることを報告。これまでの相談から、被災者や遺族は、休職期間等の雇用問題、日々の生活などの経済問題、健康問題などの不安を抱えながら、「事実を認めてほしい」「事態に整理をつけ、前に進みたい」「二度と同じ悲劇を繰り返さないでほしい」といった思いを持っていることを紹介し、「認定基準は運動で改善してきた歴史的経過があり、声を上げ続けることが重要」と呼びかけました。そして、認定基準の改善、認定闘争・裁判闘争のとりくみと支援体制の強化、新たな課題に対する運動と現状を後退させない運動、労災・職業病を発生させない職場でのとりくみ、監督官・事務官・技官の増員の必要性を強調しました。参加者からは保育現場での頸肩腕障害など様々な事例紹介もあり、経験交流を深めました。　（全国センター　溝口耕二）

私の一冊 ⑰　『受け手のいない祈り』　朝比奈秋著

９月に開催された過労死防止学会の会場で、兵庫県の甲南医療センターの専攻医で、自死された髙島晨伍さんのお母さんである髙島淳子さんが、参加者一人ひとりに声をかけながら、チラシを配布されていました。

その裏面には、信濃毎日新聞に掲載された書評「過労死　医師の命にも尊厳を　芥川賞作家の朝比奈秋さんがつづる絶望　勤務医の過酷な経験を『私小説』に」が印刷されていました（**下写真**）。この書評を目にしたことが、本書を手に取るきっかけとなりました。

本書に描かれるのは、「誰の命も見捨てない」という理念のもと、救急患者を受け入れ続ける病院で、長時間の連続勤務と極度の疲労にさらされる外科医の姿です。医師である著者自身の経験をもとに描かれた小説だからこそ、患者を救うことが当然とされる現場で、医師自身の命が少しずつ削られていく感覚が生々しく伝わってきます。



高島淳子さん配布のチラシ

私はこれまで、医療団体で医師にかかわる仕事をしてきました。そのなかで、必ずしも本書に描かれるような長時間かつ過酷な労働ではなくとも、別の形で、小説の登場人物たち同様に、自らの命を削りながら働く医師たちの姿を見てきました。「この患者を最後まで診るのは自分しかいない」「ここで自分が離れたら医療が崩壊する」。そうして医師自身が地域や患者にとっての「最後の砦」となり、逃げることも、立ち止まることもできなくなっていくのです。



新潮社

本書は、単に「医師は大変だ」と訴える小説ではありません。患者の命を救うという崇高な使命が、いつの間にか医師自身の命を犠牲にすることを正当化してしまう、その危うさを突きつける作品です。

「誰の命も見捨てない」という言葉のなかに、医師の命も含まれているのか。本書を読み終えて、その問いが重く残りました。髙島さんのお母さんが一人ひとりに手渡していたチラシと重ね合わせると、この小説の「祈り」は、今も医療現場から発せられている声なのだと感じます。

（全国センター　徳山　通）

11月は過労死等防止月間です。各都道府県シンポジウム

地域	日　程	会　場	記念講演など
北海道	11月18日(水) 14：00～	ＡＣＵ札幌 大研修室1614	川村　雅則 氏 （北海学園大学教授）
青　森	11月11日(水) 13：30～	ユートリー ８階 多目的中ホール	白神　優理子 氏 （弁護士・八王子合同法律事務所）
岩　手	11月10日(火) 14：00～	サンセール盛岡 １階　大ホール	今野　晴貴 氏 （駒澤大学経済学部非常勤講師）
宮　城	11月16日(月) 13：30～	せんだいメディアテーク ７階 スタジオシアター	川村　雅則 氏 （北海学園大学教授）
秋　田	11月13日(金) 13：30～	あきた芸術劇場 ミルハス ４階 小ホールＡ	原　昌登 氏 （成蹊大学法学部教授）
山　形	11月24日(火) 13：30～	山形国際交流プラザ山形ビッグウイング ４階　中会議室	今野　晴貴 氏 （駒澤大学経済学部非常勤講師）
福　島	11月20日(金) 13：30～	キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ） ３階大会議室「あぶくま」	今野　晴貴 氏 （駒澤大学経済学部非常勤講師）
茨　城	11月９日(月) 13：30～	ホテルレイクビュー水戸　紫峰（しほう）	原島　浩一 氏 （原島産業医事務所代表）
栃　木	11月20日(金) 14：00～	白鷗大学　白鷗国際ホール（本キャンパス　東館１階）	大室　正志 氏 （大室産業医事務所代表）
群　馬	11月26日(木) 14：00～	Gメッセ群馬（群馬コンベンションセンター） ２階　中会議室201	山本　晴義 氏（横浜労災病院　勤労者メンタルヘルスセンター長）
埼　玉	11月２日(月) 14：00～	ソニックシティビル棟４階 市民ホール	西村　悠貴 氏（労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター）
千　葉	11月12日(木) 14：00～	千葉市美浜文化ホール メインホール	牧内　昇平 氏 （北海道新聞社　記者）
東京 (中央)	11月５日(木) 14：00～	東京大学 伊藤国際学術研究センターＢ２Ｆ 伊藤謝恩ホール	常見 陽平 氏（千葉商科大学基盤教育機構 教授）日原 雪恵 氏（東京大学社会科学研究所 准教授）
東　京	11月24日(火) 14：00～	大田区民ホール・アプリコ 小ホール	北島　洋樹 氏（大原記念労働科学研究所副所長研究部　主任研究員）
神奈川	11月９日(月) 13：30～	横浜市技能文化会館 多目的ホール	池内　裕美 氏 （関西大学社会学部教授）
新　潟	11月18日(水) 14：00～	朱鷺メッセ　２階 中会議室201	山本　晴義 氏（横浜労災病院・勤労者メンタルヘルスセンター長）
富　山	11月25日(水) 14：00～	ボルファートとやま 琥珀の間	津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科　教授）
石　川	11月25日(水) 13：30～	石川県地場産業振興センター本館 第５研修室	吉川 徹 氏（労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター　統括研究員）
福　井	11月24日(火) 13：30～	福井商工会議所 Ｂ１Ｆ　コンベンションホール	稲尾　和泉 氏 （株式会社クオレ・シー・キューブ　取締役）
山　梨	11月25日(水) 13：30～	ベルクラシック甲府 ３Ｆエリザベート	山本　勲 氏 （慶應義塾大学商学部　教授）
長　野	11月27日(金) 13：30～	ホテル信濃路 ２階 穂高	天笠 崇 氏（精神科医・静岡社会健康医学大学院大学社会健康医学研究科　客員教授）
岐　阜	11月13日(金) 13：30～	長良川国際会議場 大会議室	久保 智英 氏（労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター 上席研究員）
静　岡	11月６日(金) 13：30～	プラサヴェルデ コンベンションぬまづ301・302会議室	大和田　敢太 氏 （滋賀大学　名誉教授）
愛　知	11月10日(火) 14：00～	名古屋市中小企業振興会館 ７Ｆ メインホール	玉木　一成 氏 （東京駿河台法律事務所　弁護士）

地域	日　程	会　場	記念講演など
三　重	11月16日(月) 13：30～	津市アストプラザ ４Ｆ アストホール	池内　裕美 氏 （関西大学社会学部教授）
滋　賀	11月30日(月) 13：30～	草津商工会議所 多目的室	稲尾　和泉 氏 （株式会社クオレ・シー・キューブ　取締役）
京　都	11月20日(金) 13：30～	ＴＫＰ京都四条カンファレンスセンターホール６Ｅ	高橋 正也 氏（労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター センター長）
大　阪	11月13日(金) 14：00～	コングレコンベンションセンター ルーム1.2.3	津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 教授）
兵　庫	11月20日(金) 14：00～	神戸市産業振興センター ハーバーホール	津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科 教授）
奈　良	11月11日(水) 13：30～	奈良公園バスターミナル　２Ｆ レクチャーホール	高野　知樹 氏 （神田東クリニック院長）
和歌山	11月27日(金) 13：30～	和歌山ビッグ愛 大ホール	津野 香奈美 氏（神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科　教授）
鳥　取	11月６日(金) 13：30～	とりぎん文化会館 第１会議室	大室　正志 氏 大室産業医事務所代表
島　根	11月30日(月) 13：30～	くにびきメッセ 多目的ホール	寺西　笑子 氏 （全国過労死を考える家族の会　代表）
岡　山	11月30日(月) 14：00～	岡山国際交流センター ２Ｆ 国際会議場	池内 裕美 氏（関西大学社会学部教授）久保 智英 氏（過労死等防止調査研究センター 上席研究員）
広　島	11月18日(水) 14：00～	広島ＹＭＣＡ国際文化センター　本館Ｂ１Ｆ 国際文化ホール	黒田　祥子 氏 （早稲田大学教育・総合科学学術院　教授）
山　口	11月17日(火) 13：30～	ＫＤＤＩ維新ホール 会議室201	久保　智英 氏 （過労死等防止調査研究センター　上席研究員）
徳　島	11月19日(木) 13：00～	徳島大学　総合科学部１号館 301講義室	稲尾　和泉 氏 （株式会社クオレ・シー・キューブ　取締役）
香　川	11月17日(火) 14：00～	かがわ国際会議場	東海林　智 氏 （毎日新聞　社会部記者）
愛　媛	11月11日(水) 13：30～	愛媛大学 南加記念ホール	吉川 徹 氏 労働安全衛生総合研究所・過労死等防止調査研究センター　統括研究員）
高　知	11月16日(月) 13：30～	高知商工会館　２Ｆ 大会議室	垰田 和史 氏（びわこリハビリテーション専門職大学客員教授・労働衛生コンサルタント）
福　岡	11月２日(月) 15：00～	オリエンタルホテル福岡　ＹＡＭＡＫＡ ＳＡ－Ａ	石井　まこと 氏 （大分大学　経済学部教授　経済学部長）
佐　賀	11月19日(木) 13：30～	四季彩ホテル千代田館 ルビーホール	長井　偉訓 氏 （愛媛大学名誉教授）
長　崎	11月16日(月) 14：00～	出島メッセ 会議室108	若月　澪子 氏 （ジャーナリスト・ルポライター）
熊　本	11月13日(金) 13：30～	熊本テルサ　たい樹 （南１／２）	池内　裕美 氏 （関西大学社会学部教授）
大　分	11月17日(火) 13：30～	ＴＫＰソレイユ大分 ７Ｆ カトレア	宮本　俊明 氏 （産業医科大学　産業衛生教授）
宮　崎	11月26日(木) 15：00～	宮崎観光ホテル 紅日向の間	若月　澪子 氏 （ジャーナリスト・ルポライター）
鹿児島	11月18日(水) 13：30～	ＴＫＰガーデンシティ鹿児島中央 ３Ｆ薩摩ホール	原島　浩一 氏（原島産業医事務所代表・労働衛生コンサルタント・認定産業医）
沖　縄	11月13日(金) 14：00～	沖縄県立博物館・美術館　博物館講座室	牧内　昇平 氏 （北海道新聞社　記者）

＊過労死等防止シンポジウム　詳細・申し込みは、https：//www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/